

## NPO 法人 CHARMS 入会規約

### 【入会資格】

CHARMS に入会できるのは、CHARMS の活動趣旨に賛同する個人・法人・団体（自治体、NPO・NGO 等を含む）、が対象となる。国籍は問わない。

### 【入会の種類】

CHARMS の会員種類は、次の通りである。

- (1) 運営会員（個人・団体）
- (2) 正会員（個人・団体）
- (3) サポート会員企業

### 【入会手続き】

CHARMS に入会を希望する者は、所定の入会手続きを行い、事務局の承諾を得た上、定める入会諸経費を支払わなければならない。

### 【入会金】

会員は、CHARMS の定める入会金を所定の方法で事務局に支払わなければならない。なお、入会金の有効期間は、退会時までとし、一旦納入された入会金は、理由の如何を問わず返還しない。

### 【守秘義務】

会員は、当法人の活動に参加する中で知り得た機密情報に関しては、第三者に対して開示・漏洩してはならない

### 【除名】

事務局は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名することができる。

- (1) CHARMS の定める諸費用につき、諸手続きに伴う納入がないとき。
- (2) 本規約、その他 CHARMS が定める規則に違反したとき。
- (3) CHARMS の名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- (4) その他の会員の名誉、信用を毀損し、また、品位を損なうと認められる行為があったとき。

### 【会員資格の喪失】

会員は、退会、除名、死亡などのとき、その資格を失う。

### 【会員資格の譲渡宣言】

会員は、その会員資格をほかに譲渡することはできない。

### 【会費等の支払】

会員は、CHARMS の定める会費を所定の方法で支払わなければならない。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は、事務局が定めるものとする。但し、一旦納入された会費等は理由の如何を問わず返還しない。また、期間中に退会届が出された場合も再開時に

残りの期間をもちこさない。

**【プログラム・イベント参加料ほか】**

会員は、CHARMS の提供するプログラム・イベント、研修会、交流会、PR 広告等を優待利用することができる。ただし、その場合、別途事務局が定める、参加料等として定められた利用料等を支払わなければならない。

**【休会】**

会員は、CHARMS が定める手続きにより休会をすることができるが、その期間は1年とする。

**【会員種類の変更】**

会員は、種類変更を CHARMS の定める手続きにより、変更することができる。

**【退会】**

会員は、CHARMS に所定の退会届を提出し、事務局が受理した日を退会日とする。

**【変更事項】**

会員は、住所又は連絡先等の現在の登録内容に変更のあった場合は、事務局に対し速やかに届けるものとする

**【細則】**

本規約に定めのない事項及び事務遂行上必要な細則が生じた場合は、事務局が責任をもって定めるものとする。